

## 社会福祉法人 盛幸会 行動計画

男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境の整備を行い、職員が仕事に安心して取り組み、その能力を十分に発揮できる職場をつくるために次の通り女性活躍推進法に基づく行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：月平均残業時間を20パーセント減らす

<取り組み>

- 令和4年4月1日～ 業務効率について会議開催し周知図る
- 令和5年4月1日～家庭の事情に応じた短時間勤務やフレックス制度・在宅ワーク導入
- 令和6年4月1日～就業ニーズを踏まえた就業規則や職場内取り込み